

# 請求書（代理記載制度用）

公職選挙法第四十九条第二項の規定により、令和六年十月二十七日執行の第五十回衆議院議員総選挙及び第二十六回最高裁判所裁判官国民審査において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第五十九条の四第二項の規定により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所 県（都道府） 市（郡区） 町（村） 番地

令和 年 月 日

氏 名

代理記載人となるべき者の氏名

美馬市選挙管理委員会委員長 殿

備考

- 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。
- 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 郵便等投票証明書を必ず提示すること。